平成３１年１月２７日（日）

司法書士による「生活保護１１０番」（無料電話相談）を実施します

長野県司法書士会
会長　室賀真喜男
長野県青年司法書士協議会
会長　柴田智行

長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、全国青年司法書士協議会との共催により、平成３１年１月２７日（日）、下記の要領にて司法書士による「生活保護１１０番」（無料電話相談）を実施します。

◆日　　時：平成３１年１月２７日（日）１０：００～１６：００
◆電話番号：０１２０－０５２－０８８（フリーダイヤル）
◆相 談 料：無　料　（電話による無料相談です）
◆相 談 例：どこにいったら生活保護の申請はできますか
生活保護を受けるのに財産を手放す必要がありますか
借金を抱えたまま生活保護を受けられますか etc.
◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：０２６－２３２－７４９２）

生活保護受給世帯数は、厚生労働省の平成３０年７月の発表によれば、本年７月時点で１６３万７，７４５世帯であり前年同月と比較すると多少減少していますが、依然高い水準で推移しています。中でも６５歳以上の高齢者世帯の割合は増加しており、全体の５４．１％にも及びます。

さらに本年６月１日に成立した生活保護法の改正は、生活保護の受給が必要な方にとって非常に厳しい改正となったといえます。また食費や光熱費といった生活費にあたる「生活扶助」の支給額が１０月から変更され、６５歳以上の単身世帯の７６％、子どものいる世帯の４３％で生活扶助が引き下げられました。

このような弱者に厳しい現状にかんがみ、長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、生活保護１１０番を実施し、生活保護に関する相談をお受けすることにいたしました。

＊　　＊　　＊

生活保護は、憲法第２５条第１項に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する最も基本的な社会保障であり、市民生活にとってみればこれが最後のよりどころです。これまでも長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会では、毎年生活保護に関する無料電話相談を実施し、市民の方々の多数の相談に応じてまいりました。昨年は１０件の相談が寄せられています。また、長野県司法書士会は生活保護の申請をしようとする市民が窓口で適切な対応を受けられるよう司法書士が同行する活動を支援しています。

我々司法書士は、身近なくらしの法律家として、生活保護を必要とする人が適切に保護を受けられるよう、今後も活動を続けて参ります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 本リリースに関するお問合せ先 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
長野県司法書士会社会問題対策委員会担当理事　松本陽（TEL：026-217-5305）
長野県司法書士会広報担当理事 小林竜朗（TEL：0268-22-8110 FAX：0268-22-8420）